

平成27年11月5日

京都市長 門川 大作 様

京都市南区東九条西山王町11番地
特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾
理事長 田中 セツ子



特定非営利活動促進法に基づく改善命令に係る改善結果について(報告)

平成 27 年 10 月 5 日付京都市達文地第 2 号で通知を受けました改善命令について、10 月 26 日に臨時総会を開催して、各種規程の整備及び第三者委員会の設置に関して議決するとともに、今般、改善結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 経理事務の執行体制の整備及び会計書類等の適正な記録・表示について(NPO法第 27 条)

(1) 理事や監事の責任を明確にすることについて

定款では、職員に事務局長を置くことができるとしていますが、当法人は事務局長を置くことなく、理事や職員間の役割と責任が不明確なまま、常勤の元理事がその他の職員と共に個々の事案に応じて事務を処理してきました。また、情報の共有も不十分であり、こうしたことが、今回の不適切な経理処理を招いた一因でもあるとの反省に立って、新たに諸事務を担当し統括する事務局長の役職を設けるとともに、理事の中から、事務局長を任命し、役割と責任を明確にしました。

また、監事については、マニュアル等を定め、監事の役割と責任を明確にしました。

(2) 意思決定や経理に係る規程の整備について

これまで、経理事務を担当者に任せきりにして決裁者である理事長や他の者のチェックが働かなかつたために、不適切な経理処理が行われてきたことを踏まえ、「経理規程」(別紙 1)「出納管理規程」(別紙 2)「固定資産管理規程」(別紙 3)など、会計処理に関する基準を定めました。

これにより、経理事務の執行体制を整備し、会計書類等の適正な記録・表示に努め、再発の防止を図ります。

(3) 相互牽制が出来る体制の整備について

新たに整備した各種規程により、経理については、当法人の会計帳簿を作製、保管し、財産状況を把握します。

相互牽制を図るための具体的内容としては、金銭の出納や保管を担当する「出納責任者」を置き、金銭の出納は必ず理事長の決裁を受けて行うことや、現金や領収書の取扱い、現金や預金の実査などについても出納管理規程で明確に定めました。

また、決算を作成する役割と責任を担う「会計責任者」を設置し、会計年度終了後、速やかに決算書類を作成して、定款に基づき理事長の決裁を受けて、理事会に提出することとしました。

なお、事務局長が当面の間は「出納責任者」及び「会計責任者」を兼ねることとします。

(4) 会計書類に関して、不適切な状況を改善し、真実な内容を明瞭に記録することについて

会計帳簿の種類や内容を経理規程で明確に定め、金銭の出納は規程に定める証憑類により行うことや、証憑類のない入出金は一切行わないこと、理事長の決裁を受けることを出納管理規程で明記し、必要に応じて税理士の助言、指導を求めることとしました。

不適切な経理処理によって横領された金額については、現在、京都地方検察庁に告訴し、受理され、捜査中であり、捜査結果によっては、横領と認められた金額が変わることもあります。

したがって、公判との関係から現時点では公表は差し控えたいと考えておりますが、公判が開始されていると見込まれる平成27年度決算において、過年度分を一括して適正な状態に改善します。

(5) 決算書類に関して、真実な内容を明瞭に表示することについて

決算書類(財産目録、貸借対照表、活動計算書)は会計責任者が責任を持って作成することとし、真実な内容を明瞭に記録するとともに、定款に基づき理事長の決裁を受け、必要に応じて税理士の助言、指導を求めることとしました。

不適切な経理処理によって横領された金額については、現在、京都地方検察庁に告訴し、受理され、捜査中であり、捜査結果によっては、横領と認められた金額が変わることもあります。

したがって、公判との関係から現時点では公表は差し控えたいと考えておりますが、公判が開始されていると見込まれる平成27年度決算において、過年度分を一括して適正な状態に改善し、所轄庁に提出いたします。

2 監事による監査体制の強化について(NPO法第18条)

監事による監査については、組織の運営や事業の執行状況のほか、会計書類や通帳等との照合など実質的な財産状況の確認を行うことを担保するために、「監査マニュアル」(別紙4)とともに「業務監査や会計監査のチェックリスト」(別紙5)を制定しました。今後は、このマニュアルとチェックリストに則って、監査を行ってまいります。

3 今後の更なる体制の見直しについて

(1) 自己点検評価について

今後は、法令や定款に定める事項を遵守し、当法人のミッションを効率的効果的に遂行するために、理事長自らが、組織運営や事業活動について京都市が作成された「自己点検シート」に基づいて自己点検、評価を行い、理事会に報告することとしました。平成27年度の決算報告から実施してまいります。

なお、自己点検評価の結果については、ホームページ等で随時公表し、情報発信してまいります。

(2) 第三者評価委員会について

当法人の経理業務、財産管理、決算監査等の不備により、元理事による不適切な経理処理を防ぐことができなかったことの反省を踏まえ、改めて第三者の視点で、再発防止策や当法人の組織運営や活動の在り方などについて意見を伺うために、第三者評価委員会設置要綱(別紙6)を定め、外部の委員会を設けることとしました。

今後速やかに委員の人選を行い、12月中旬を目途に開催するとともに、この第三者評価委員会のご意見も踏まえて、組織運営や事業活動の充実強化を図ってまいります。

なお、第三者評価委員会の取組内容については、ホームページ等で随時公表し、情報発信してまいります。